

新発田市水道水源保護地域等合併処理浄化槽設置支援事業

新発田市では、水道水源保護地域及び中山間農業地域等において、合併処理浄化槽を設置する場合、予算の範囲内において設置費用の一部を補助します。

生活環境を改善し、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止のために、この制度を活用して合併処理浄化槽へ切り替えましょう。

補助対象地域

補助金の対象となる地域は、合併処理浄化槽事業地域に定めた次に掲げる地区及び市長が別に定める地区です。

補助対象 区 域	(1)対象区域が全域のもの 瑞波、山内、中々山、上赤谷、滝谷、小戸、上荒沢、溝足、熊出、下中山 横山、下寺内、上寺内、上石川、下石川、滝、麓、中川、佐々木、曾根 上中沢、日渡、則清、則清新田、西宮内、北蓑口、西蓑口、飯島、下興野 太田新田、飯島新田、戸板沢、境、小国谷
	(2)対象区域が一部のもの (公共下水道事業、農業集落排水事業、小規模農業集落排水事業の計画区域以外の地区) 弓越、下新保、宮古木、本間新田、田貝、虎丸、中妻、東宮内、蔵光、早道場 金津、茗荷谷、荒町、小坂、乙次、下飯塚、竹俣万代、万代、岡屋敷、本田 藤塚浜、横岡

※補助対象区域を確認しますので、「(2)対象区域が一部のもの」の区域において申請予定の場合は、事前に担当課までご連絡、ご確認下さい。

補助対象者

補助対象者は、補助対象地域内において、次に掲げる建築物に合併処理浄化槽を設置しようとする方です。

- (1) 専用住宅又は併用住宅
- (2) 市内の自治会、町内会等の住民組織が所有する、当該住民の集会、研修会、健全なレクリエーション等のために利用する公会堂又はこれに準ずるものとして市長が認めた建築物

ただし、補助対象地域であっても、次に該当する場合は、補助対象者となりませんのでご注意下さい。

- (1) 浄化槽法第5条第1項の規定による届出をせず、又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する場合
- (2) 補助対象建築物を借りているもので、合併処理浄化槽の設置工事について所有者の承諾を得られない場合
- (3) 販売目的で合併処理浄化槽設置住宅を建築する場合
- (4) 通年居住しない住宅(別荘等)に合併処理浄化槽を設置する場合

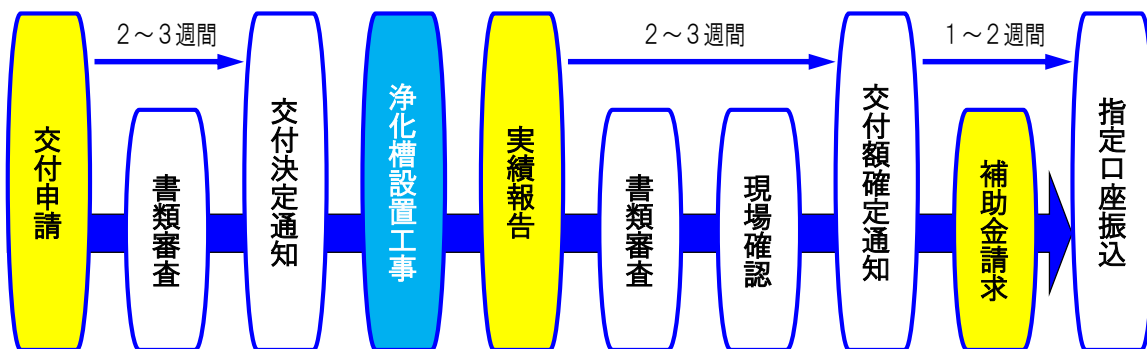
- (5) 補助金の申請をした年度内に、合併処理浄化槽の設置を完了できないと市長が認めた場合
- (6) 合併処理浄化槽の設置に対し、国、他の地方公共団体、公益法人等の補助金若しくは本市の他の補助金の交付を受ける場合、又は受ける見込みがある場合
- (7) その他市長が補助金を交付することが適当でないとする場合

補助金額

補助金の額は、次の人槽区分ごとの補助限度額と合併処理浄化槽の設置に要した経費（単独処理浄化槽撤去費用を含む）から 35 万円を控除した額とを比較し、いずれか少ない方の額となります。

人槽区分	補助限度額	人槽区分の算定基準
～5人槽	500,000 円	住宅の延べ床面積が 130m ³ 以下
6・7人槽	700,000 円	住宅の延べ床面積が 130m ³ 超
8人槽～	1,100,000 円	2世帯住宅

補助金申請から交付までの流れ



※黄色着色箇所について、担当課へ関係書類を提出して下さい

補助金の申請等の手続き

(1) 補助金を申請する際の注意事項

- 設置する浄化槽について、事前に浄化槽法に基づく「浄化槽設置届出書」を提出して下さい。
- 補助金は、予算の範囲内の交付となります。
- 補助対象となる浄化槽設置工事費は、合併処理浄化槽とその設置工事費となります。そのため、浄化槽の上を駐車スペース等に使用するなどの追加工事費は補助対象となりません。また、宅地内や宅地外の配管費用、住宅の改築や新築費用は補助対象となりません。
- 補助申請前に浄化槽設置工事に着手している場合は、補助対象となりません。

(2) 工事の前に行う手続き（補助金の申請）

● 次の書類を工事着工予定の14日前までに提出して下さい。

- ① 水道水源保護地域等合併処理浄化槽設置支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- ② 浄化槽法第5条第2項に規定する期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- ③ 合併処理浄化槽の構造を明らかにする平面図、断面図、配管系統図及び設計計算書
（認定書・型式適合認定書・型式適合認定書別添仕様書及び図面を添付）
- ④ 国庫補助指針が適用される合併処理浄化槽にあつては、同指針に適合することを証する書類
（登録証、登録浄化槽管理票（C票）、保証登録証を添付）
- ⑤ 設置場所の案内図、合併処理浄化槽の設置位置及び配管を示した住宅又は公会堂等の平面図
- ⑥ 工事請負契約書、施工監督する者の資格を証明する書類及び工事見積書の写し
（浄化槽設置のみの契約書及び見積書がない場合は、ただし書きで浄化槽設置にかかる金額を記載して下さい）
- ⑦ 住宅を借りている場合は、所有者の承諾書

(3) 工事の後に行う手続き（補助金の実績報告）

● 次の書類を補助事業が完了した後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに提出して下さい。

（なお、実績報告が提出された後に現場確認を行いますので、現場確認の日程を考慮し、3月20日頃までに提出をお願いします。）

- ① 水道水源保護地域等合併処理浄化槽設置支援事業実績報告書（第7号様式）
- ② 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- ③ 設置工事の施工状況写真
- ④ 浄化槽設置工事チェックリスト
- ⑤ 浄化槽法定検査申込受理通知書の写し
- ⑥ 工事代金の請求書及び領収書の写し

問い合わせ先・申請書類提出先

新発田市 下水道課 計画係

TEL 0254-23-7179

FAX 0254-26-3711

E-mail gesui@city.shibata.lg.jp